

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:交通安全環境研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
インターネット接続専用回線	独立行政法人 交通安全環境研究所 理事長 大橋 徹郎 東京都調布市深大寺東 町7-42-27	平成20年4月1日	KDDI(株) 東京都新宿区西新宿 区2-3-2	会計規程第33条(1) 契約の性質又は目的 が競争を許さない	-	4,032,000	-	0	利用状況の精査を行う必要性があったことから、平成21年度以降に移行せざるを得なかったもの。	平成22年度	
電話通信	独立行政法人 交通安全環境研究所 理事長 大橋 徹郎 東京都調布市深大寺東 町7-42-27	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) 札幌市中央区南十四 条西	会計規程第33条(1) 契約の性質又は目的 が競争を許さない	-	3,987,018	-	0	利用状況の精査を行う必要性があったことから、平成21年度以降に移行せざるを得なかったもの。	平成22年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:交通安全環境研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報掲載料	独立行政法人交通安全環境研究所 理事長 大橋 徹郎 東京都調布市深大寺東町7-42-27	平成20年3月28日	東京官書普及(株) 東京都千代田区神田錦町1-2	会計規程第33条(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない	2,374,866	2,374,866	100.00%	0	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第5条による政府調達基準額を超える予定額の契約及び独立行政法人通則法第38条第4条による財務諸表の官報公告を行うことが可能な者は一者であるため。	6	
上下水道	独立行政法人交通安全環境研究所 理事長 大橋 徹郎 東京都調布市深大寺東町7-42-27	平成20年4月1日	調布市 東京都調布市布田4-17-4	会計規程第33条(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない	-	6,707,240	-	0	交通安全環境研究所の所在地において上下水道の供給又は提供を行うことが可能な者は一者であるため。	8	
上下水道	独立行政法人交通安全環境研究所 理事長 大橋 徹郎 東京都調布市深大寺東町7-42-27	平成20年4月1日	熊谷市 埼玉県熊谷市2-47-1	会計規程第33条(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない	-	1,134,178	-	0	交通安全環境研究所自動車試験場の所在地において上下水道の供給又は提供を行うことが可能な者は一者であるため。	8	
平成20年度独立行政法人交通安全環境研究所に係る監査業務	独立行政法人交通安全環境研究所 理事長 大橋 徹郎 東京都調布市深大寺東町7-42-27	平成21年2月27日	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1-2	会計規程第33条(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない	6,825,000	6,825,000	100.00%	0	独立行政法人通則法第40条の規定に基づき、国土交通大臣が選任した会計監査人であるため。	1	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」